

【9/4 分科会 平井委員配布資料】

今後の新型コロナウイルス感染症対策について（抜粋）

3. 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の運用見直し

- ・ 全国知事会のアンケート調査では、有効な治療法やワクチンによる予防等が確立していない現時点では、運用見直しは時期尚早であり、感染拡大につながるおそれもあることから慎重に行うべきとの意見が多い。  
特に、入院勧告や、検査及び入院・宿泊療養に対する公費負担制度への影響を懸念する声が多く寄せられた
- ・ 他方で、約 10 団体からは、これまでに得られた知見や保健所及び医療機関の負担等を考慮し、無症状病原体保有者及び軽症者に対する入院勧告や、検査時の疑似症の届け出等について、季節性インフルエンザの流行時期を見据えて見直しを行うべきとの意見も寄せられた。  
  
(その場合でも、無症状病原体保有者及び軽症者に対する宿泊療養の法的根拠を設けること、高齢者や基礎疾患を有する方には引き続き入院勧告を行えるようにすること等の対応が必要とする意見が多かった)
- ・ 今後、治療薬やワクチン開発の状況も踏まえて運用見直しを検討する際には、国におかれては、下記の点にご留意いただくよう要望する。
  - ① 見直しに当たっては現場で対策に当たる都道府県と協議を行い、地方の意見を十分に踏まえること
  - ② 大都市部と地方部の感染状況や医療提供体制等の差異を踏まえ、各都道府県が地域の実情に応じた対策を講じられるようにすること
  - ③ 見直しの考え方や意義を国民に丁寧に説明すること

※ 感染症法の具体の条文では、第 28 条（ねずみ、昆虫等の駆除）、第 31 条（生活用水の使用制限）、第 32 条（建物の立入制限・封鎖）、第 33 条（交通の制限）の措置については、継続しない選択肢も考えられるとの回答が過半数であった。